

令和元年11月市議会総務委員会資料

第172号議案 長崎県市町村総合事務組合からの脱退に関する協議について

目次

長崎県市町村総合事務組合からの脱退に関する協議についての概要	……1～3ページ
--------------------------------	----------

総 務 部

令和元年11月



長崎県市町村総合事務組合からの脱退に関する協議についての概要

1 趣旨

退職手当に関する事務を共同処理するために平成17年1月4日から加入している長崎県市町村総合事務組合（以下「事務組合」という。）から、令和2年4月30日をもって脱退することについて、構成団体と協議しようとするもの。

2 長崎県市町村総合事務組合の概要

(1) 設立の目的

地方自治法の規定に基づき組織された地方公共団体の一部事務組合であり、構成団体の退職手当支払事務、公務災害補償事務等について共同処理を行うことを目的として設立

(2) 構成団体 29団体

長崎市、佐世保市、島原市、諫早市、大村市、平戸市、松浦市、対馬市、壱岐市、五島市、西海市、雲仙市、南島原市、長与町、時津町、東彼杵町、川棚町、波佐見町、小値賀町、佐々町、新上五島町、東彼地区保健福祉組合、雲仙・南島原保健組合、島原地域広域市町村圏組合、県央県南広域環境組合、北松北部環境組合、県央地域広域市町村圏組合、長崎県後期高齢者医療広域連合、長与・時津環境施設組合

(3) 代表者

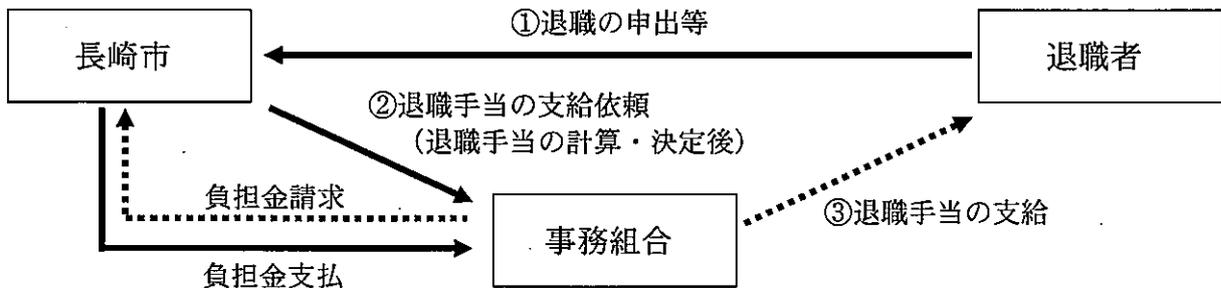
長崎県市町村総合事務組合管理者 一瀬 政太（波佐見町長）

(4) 所在地

長崎市栄町4番9号 長崎県市町村会館

3 退職手当に関する事務の共同処理の概要

(1) 退職手当に関する事務の流れ



(2) 退職手当負担金

退職者に係る退職手当の支給見込額を基に算出された退職手当負担金を事務組合へ支払うこととされており、この退職手当負担金は5年ごとに見直される。

<各期間の退職手当負担金の額>

期 間	退職手当負担金
平成16年度～平成20年度	21,084,112,360円
平成21年度～平成25年度	23,651,737,240円
平成26年度～平成30年度	15,316,438,066円
令和元年度	2,012,667,268円

4 脱退理由

- (1) 市町村合併後は、退職者の著しい増減が見込まれたことから、定額の負担金制度であり、退職手当の予算の平準化を図ることができる事務組合の退職手当に関する事務の共同処理に加入したが、今後、合併後のような退職者の著しい増減が見込まれないため、市町村合併以前のおり本市において退職手当の予算管理及び支給事務を行う。
- (2) 平成16年3月31日までの旧合併町に係る退職手当負担金の未精算分（約10億円）が平成16年度以降の退職手当負担金の過払分（約36億円）により精算が可能となった。

5 脱退日

令和元年度の定年退職者に対する退職手当の支給期限である令和2年4月30日をもって事務組合から脱退することとしたい。

6 退職手当負担金の精算見込額

還付見込額 25億6,731万1,119円

【内訳】退職手当負担金支払額と退職手当支給額との差額

①合併町未精算額 (平成15年度まで)	②退職手当負担金過払見込額 (平成16年度～令和元年度)	③還付見込額 (①+②)
▲1,040,576,240円	3,607,887,359円	2,567,311,119円
	退職手当負担金 62,064,954,934円	
	退職手当支給額 58,457,067,575円	

<退職手当負担金が還付となった理由>

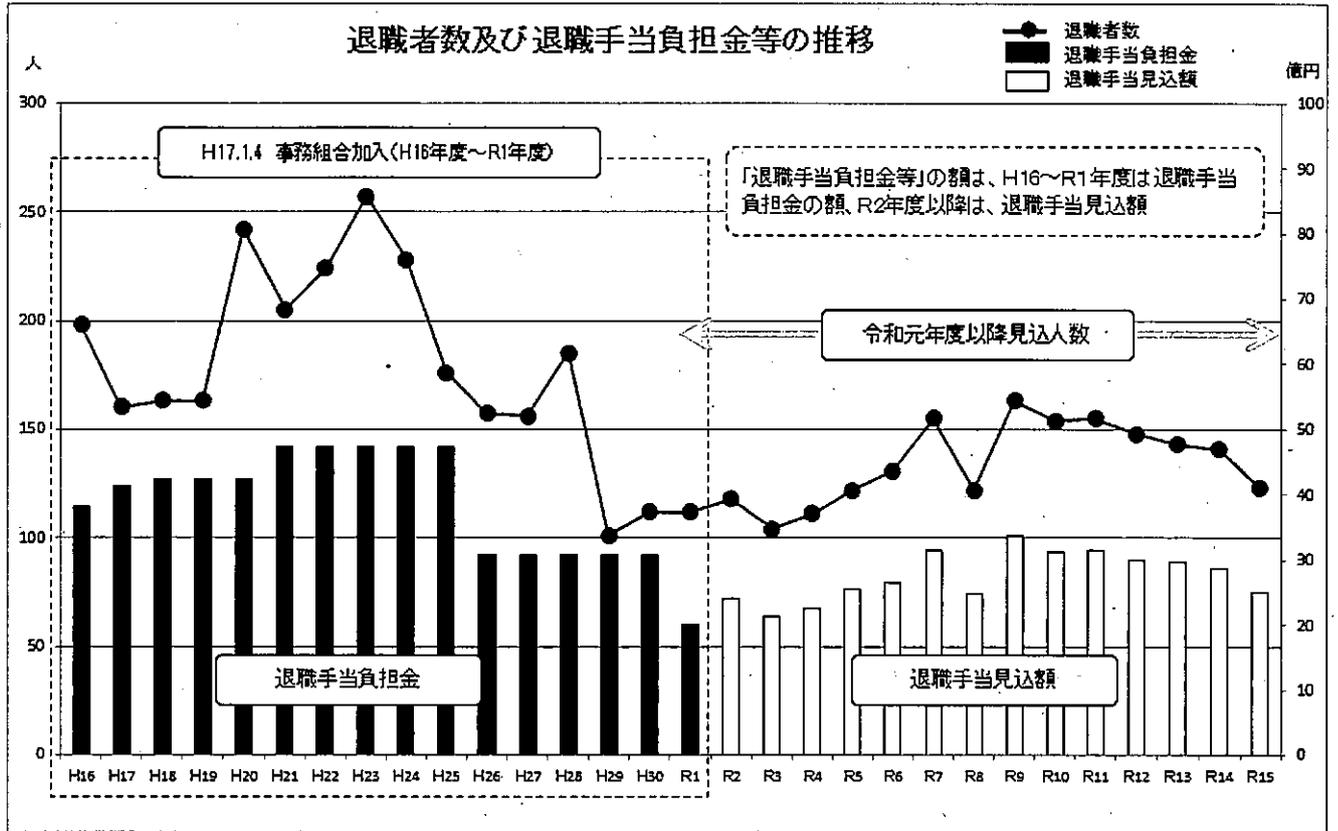
中途退職者分において、中途退職者に支払った退職手当が見込を下回ったことから、退職手当負担金が過払いとなったもの。

中途退職者の退職手当負担金の算出方法は、定年退職者に係る退職手当見込額に定年退職者に対する中途退職者の割合を乗じて事務組合において算出するが、過去の実績から算出された中途退職者の割合が実績よりも大きかったもの。

<合併町未精算額の内訳>

旧 団 体 名	未精算額
高島町	▲640,672,935円
外海町	▲357,637,539円
伊王島町	▲342,269,147円
琴海町	▲40,683,789円
野母崎町	▲30,367,173円
長崎半島浄化施設組合	13,979,351円
西彼中央衛生施設組合（長与町と時津町と案分）	51,870,770円
三和町	123,793,425円
香焼町	181,410,797円
合 計	▲1,040,576,240円

7 退職者等の推移



※ 退職者数は、定年退職者数、勤奨及び普通退職者数見込
 ※ 令和元年度以降は見込人数